

1 新型コロナウイルス感染症の状況等について

(1) 国内外における発生状況

・発生状況（海外の国・地域の政府公式発表）【4/19 12:00】

		感染者数	うち 死亡者数	備考
海外	中国	82,735	4,632	
	米国	726,645	38,664	
	イタリア	175,925	23,227	
	スペイン	191,726	20,043	
	上記以外	1,084,980	72,076	
日本	国内	10,361	161	
	クルーズ船	712	13	ダイヤモンドプリンセス号
合計		2,273,084	158,816	

(2) 県内の発生状況

①確定患者 【4/18 22:00】 宮城県内 83 例（前日比 +4 名）

発生市町村	感染者数	発生市町村	感染者数	発生市町村	感染者数
仙台市	64	気仙沼市	1	多賀城市	1
七ヶ浜町	1	名取市	3		
大崎市	2	美里町	5		
富谷市	5	加美町	1		
				計	83

②PCR 検査実施状況 【4/16 現在】 1,203 件

(3) WHO（世界保健機関）の動き

- ・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると発表（1/31）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名（2/11）
- ・新型コロナウイルス感染症の致死率が2%程度である旨の見解（2/17）
- ・調査報告書を公表「致死率3.8%」（2/29）
- ・「症状が出ない人はマスクを着用する必要はない」などの指針を公表（2/29）
- ・「韓国、イタリア、イラン、日本」の流行は最大の懸念材料と指摘（3/3）
- ・「新型コロナウイルスはパンデミック（世界的大流行）」であるとの見解（3/11）

(4) 国の対応（主に厚生労働省）

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定
(1/28 公布・2/1 施行)
- ・厚生労働省電話相談窓口を設置 (1/28) ⇒ (2/7 からフリーダイヤル化)
- ・内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置 (1/30)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催
(1/30、1/31①②、2/1、2/5、2/6、2/12、2/13、2/14、2/16、2/18、2/23、
2/25、2/26、2/27、3/1、3/5、3/7、3/10、3/18、3/20、3/23、3/26、3/28、
4/1、4/6、4/7、4/11 計 28 回開催)
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の取りまとめ
(第 1 弾 2/13、第 2 弾 3/10、追加緊急措置【生活不安】 3/18)
- ・検疫法上の隔離・停留を可能とする措置 (2/13 閣議、2/14 政令施行)
- ・感染法上の入院措置・公費負担等の対象に無症状病原体保有者が追加
(2/13 閣議決定、2/14 政令施行)
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催
(2/16、2/19、2/24、2/29、3/2、3/9、3/17、3/19、3/26、4/1 計 9 回開催)
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の発出 (2/17)
- ・「イベントの開催に関する国民のメッセージ」を発出 (2/20)
感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討要請
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の発出 (2/25)
- ・全国的なスポーツや文化イベントなど今後 2 週間程度、自粛要請
(2/26、3/10「今後おおむね 10 日間」延長)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援
学校等における一斉臨時休校について」発出 (2/28 文科省)
- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」を公表 (3/1)
- ・新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用を開始 (3/6)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正 (3/13 可決成立、3/14 法施行)
- ・マスクについて購入価格を超える価格での転売禁止 (3/10 閣議、3/15 政令施行)
※ (国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表 (3/19 専門家会議)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本
部」を設置 (3/26)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定 (3/2 対策本部)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表 (4/1 専門家会議)
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を発令 (4/7)
7 都府県 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県)
期間：4/7 (火) ～5/6 (水：振替休日)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定（4/7、4/11、4/17）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4/7 閣議決定）
- ・緊急事態宣言の区域を7都府県から全国に対象区域を拡大（4/16）
期間：4/16（木）～5/6（水：振替休日）

（5） 県の対応

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/27 任意設置）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の開催（1/27、2/21、2/29 計3回）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の開催（3/26、4/9）
※「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく法令設置
- ・宮城県危機管理対策本部会議の開催（3/26、4/9）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/31）
- ・石巻圏域地方対策本部を設置（2/21）
- ・石巻圏域地方対策本部会議の開催（2/25、3/2、3/26、4/10）
- ・宮城県感染症対策委員会専門部会の開催（1/29）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部
「患者搬送コーディネーター」会議の開催（4/10）
- ・**新型コロナウイルス感染症（石巻圏域新型インフルエンザ等）対策会議の開催（4/17）**
- ・保健環境センターにおけるウイルス検査の実施（1/30：19時～）
- ・各保健所相談窓口等の開設（1/24～）
※石巻保健所相談件数【4/16現在】606件
- ・コールセンターの開設（2/4 ⇒ 2/22～24時間対応 ⇒ 4/1、4/4、4/5 段階的拡充）
- ・各保健所で帰国者・接触者相談センターを設置（2/4～）
- ・新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（2/6）
- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」（2/27、2/29、3/30）
- ・若者を中心に不要不急の外出を当面、自粛するよう県民に要請
（4/3 宮城県知事、仙台市長）
- ・新型コロナウイルス感染症を巡り、医療現場が患者の対応で切迫しているとして、「危機的状況」を宣言（宮城県医師会 4/9）
- ・軽症者の宿泊療養施設への受入開始（4/16～）※宮城県内で初日2名受入

(6) 本市の対応

① 庁内情報連携体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (1/29 任意設置)
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
(2/4、2/21、2/28、2/29、3/2、3/9、3/13、3/24、3/27、3/30 計 10 回開催)
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催 (1/30、2/20、2/28、4/3)

② 国の緊急事態宣言を受けた市内の感染予防及び感染拡大防止体制の整備

- ・新型インフルエンザ等対策本部の設置 (4/7)
※「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく法令設置
- ・新型インフルエンザ等対策本部会議の開催 (4/8、4/13、4/17)

③ 市民への周知・相談体制等の整備

- ・市ホームページでの周知・注意喚起 (1/28～)
※全都道府県を区域対象とした緊急事態宣言を受け、市民に対し、動画による市長メッセージを配信 (4/17～)
- ・相談窓口 (本庁・各総合支所) の設置 (2/5～)
※相談件数【4/16 現在】 本庁 363 件 総合支所 40 件 計 403 件
- ・市民向けチラシを作成し各課の窓口等に配置 (2/5～)
- ・ラジオ石巻による広報 (2/6～)
- ・市民向けチラシを行政委員の班回覧を活用し周知 (2/27～)
※総合支所管内は全戸配布
- ・妊婦へマスクを配布 (2/25～)
※配布件数【4/16 現在】 本庁 435 件 総合支所 104 件 計 539 件
- ・紙製品の品薄状況を鑑み、適切な情報に基づく冷静な対応を呼びかけ (HP3/5～)

④ 予防・まん延防止対策

ア) 市主催のイベント等の自粛及び公共施設の休館等について

- ・「イベント等の中止・延期・規模縮小の基本方針」を発出 (2/29)
※市民が主催するイベント・行事等についても、同様の協力を要請
- ・公共施設の休館等の考え方について (3/2 対策本部)
※令和 2 年 3 月 4 日から令和 2 年 3 月 31 日まで休館等を決定
- ・イベント等や公共施設の考え方について (3/30 対策本部)
※令和 2 年 4 月 12 日まで原則イベント等の中止、公共施設の閉館の措置を延長
- ・イベント等や公共施設の考え方について (4/8 対策本部)
※令和 2 年 5 月 10 日まで原則イベント等の中止、公共施設の閉館の措置を延長

イ) 庁内での感染症対策

- ・「職員にかかる新型コロナウイルス感染症への対応について」(2/26 対策本部)

※相談・受診の目安、フロー図を作成

- ・手指アルコール消毒液 300 本を各部の職員数に応じて配布 (2/26)
- ・職員の出張の取扱いについて (2/27 総務部通知)
- ・職員の健康観察の実施について (3/3 総務部通知)
- ・職員の時差出勤の取扱いについて (3/3 総務部通知)
- ・庁舎内の市民への感染予防対策について (3/18 説明会、実施)

※漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム水溶液)を活用した環境消毒を実施

- ・危機管理担当部署職員及び保健師等を対象に「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る研修会」の開催(4/3 石巻保健所主催)
- ・**市民課などの窓口に「飛沫(ひまつ)感染防止仕切り板」を設置(4/17)**

⑤ 市立小・中学校及び高等学校の対応

- ・学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全国一斉の臨時休業を要請(2/27 内閣総理大臣)
- ・市立小・中学校、高等学校を3/2 から臨時休業とすることを決定(2/28 第3回市対策本部)
- ・市立小・中学校及び高等学校は学年末・学年始休業(～4/7)
- ・県立学校は臨時休業(～4/14)
- ・市立小・中学校は通常授業を開始(4/8)
- ・市立高等学校は入学式、始業式のみを行い、4/14 まで臨時休業
- ・市立小・中学校については、4/15 から5/6 まで臨時休業
- ・市立高等学校については、4/14 までとっていた臨時休業を5/6 まで延長

⑥ 石巻市議会との情報連携

- ・**全員協議会の開催(4/10)**